

新株予約権に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表九(二)

平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

発行年月日	1	・	・	・	・	計		
発行対象者の区分及び人数	2							
新株予約権発行数	3							
権利行使期間	4	()	()	()	()			
権利行使価格	5	円	円	円	円			
発行の時の単価	6							
新株予約権 の変動 状況の 明細	権 利 確 定 前	期首権利未確定数 (前期の(11))	7					
		当期発行数	8					
		当期権利不確定による失効数	9					
		当期権利確定数	10					
		期末権利未確定数 (7又は(8)) - ((9)+(10))	11					
	権 利 確 定 後	期首権利確定後未行使数 (前期の(18))	12					
		当期権利確定数 (10)	13					
		当期権利行使数	14					
		(14)のうち	給与等課税事由が生じたもの	15				
			給与等課税事由が生じないもの	16				
		当期権利不行使による失効数	17					
	期末権利確定後未行使数 (12)+(13) - ((14)+(17))	18						
	期首費用計上累積額 (前期の(24))	19	円	円	円	円	円	
	当期費用計上額	20						
	当期権利行使に係る金額のうち 損金算入額の基礎となる金額 (6)×(15)	21						
	当期権利行使に係る金額のうち 損金不算入となる金額 (6)×(16)	22						
	当期権利不行使による失効に伴い 益金不算入となる金額 (6)×(17)	23						
	期末費用計上累積額 (19)+(20)-(21)-(22)-(23)	24						

別表九（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第54条第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権を発行している場合に記載します。
この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
なお、内国法人が発行する新株予約権が、所得税法施行令第84条（株式等を取得する権利の価額）に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当しない場合には、その新株予約権は法第54条第1項に規定する新株予約権に含まれませんので、この明細書に記載する必要はありません。
- 2 「権利行使期間4」の欄のかっこの中には、権利確定日を記載してください。
- 3 「発行の時の単価6」には、その新株予約権の付与時における公正な評価額を記載します。
なお、その金額に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「給与等課税事由が生じたもの15」には、当該事業年度において、権利行使がされた法第54条第1項に規定する新株予約権のうち、その新株予約権の発行を受けた個人においてその役務の提供につき所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得又は雑所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由が生じた新株予約権数を記載します。